江田島市指定給水装置工事事業者 指定要領

江田島市企業局業務課(令和2年4月1日)

電話 0823-42-3311

申請の手引き

1 申請期間及び受付場所

随意に申請の受付を行います。

江田島市江田島町中央一丁目1番1号(江田島市民センター1階) 江田島市企業局業務課

2 申請手続き

次の区分に従い、それぞれ定められた申請書類等を提出してください。

- (1) 指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新を受けようとする者
 - ① 指定給水装置工事事業者指定申請書
 - ② 機械器具調書(記載した機械器具の写真を添付してください。)
 - ③ 誓約書
 - ④ 給水装置工事主任技術者選任·解任届出書
 - ⑤ その他の書類(申請内容を証明できる書類)
 - ア 「給水装置工事主任技術者免状又は主任技術者証の写し」
 - イ 「定款」(法人の場合。直近のもので写し可。)
 - ウ 「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」 (法人の場合。発行日から3か月以内のもの。写し不可。)
 - エ 「住民票の写し」(個人の場合。発行日から3か月以内のもの。写し不可。)
 - ※ 給水装置工事については、指定を受け給水装置工事主任技術者の選任届を提出された 後でなければ施行できません。
 - オ 事務所の外観及び内観の写真
 - (6) 指定給水装置工事事業者指定(又は指定の更新)手数料の納付が必要です。
 - 10,000円(手数料は非課税です。)

(2) 注意事項

- ① 申請書類については、3ページ以降の記入要領に従って作成し提出してください。 なお、書類に不備な点がありますと完備するまでの間、受付ができないことがありますので 注意してください。
- ② 申請書類に記載された内容については、定款及び登記事項証明書により確認します。 なお、申請に虚偽の事実が判明した場合は、指定の取消しとなりますので注意してください。

3 問合せ先

江田島市企業局業務課 (総務係)

電話(0823)42-3311

申請書類の記入要領

申請書類に、記入漏れや書類の不備等がないよう、次の説明をよくご覧のうえ、記入してください。 新たに指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新を受けようとされる者

1	「指定給水装置工事事業者指定申請書」に関すること
(表	面)
	申請者の氏名又は名称、住所及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印すること。
	役員の氏名欄には、その業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるすべての者の氏名
	を記入すること。
	電話番号及びファクシミリ番号等を記入していること。(この事項は必要事項ではありませ
	んが、指定等の連絡をするのに不都合があるので余白に記入してください。)
	事業の範囲の欄には、営業目的(給水装置工事業)等を記入すること。
(裏	面)
	当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称を記入していること。
	記入に際しては、事業所の名称、所在地(本組合の給水区域外でも可)、その事業所で選任さ
	れることとなる給水装置工事主任技術者の氏名及びその者の免状の交付番号を記入すること。
	氏名にはフリガナを記入してください。(この事項は必要事項ではありませんが、誤りを避
	けるため余白に記入してください。)
	複数の事業者がある場合は、それぞれの事業所ごとに記入すること。

② 「機械器具調書」について

□ 機械器具調書の記入例

令和○○年○○月○○日現在

種別	名 称	性能・型式	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切のこ パイプカッター	− φ13∼φ40	10個 3個	
管の加工用の機械器具	やすり トーチランプ	300mm ガス	2個 2個	
接合用の機械器具	パイプレンチ ねじ切器	300mm —	3個 1台	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	0∼2. 0Mpa	1台	

- ※ 指定を受けるには、種別ごとに1個以上を有することが条件となります。
- ③ 「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」について
 - □ 指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日から2週間以内に事業所ごとに給水装置工事事業者を選任するとともに、遅滞なく本企業局へ届出書を提出すること。(指定給水装置工事事業者指定申請書の提出時に、同申請書に記載されている事業所の給水装置工事主任技術者を既に選任している場合は、申請書と同時に届出書を提出することができます。)
 - □ 記入に際しては、届出書を明記するとともに、事業者の名称、選任する給水装置工事主任技 術者の氏名、その者の免状の交付番号及び選任の年月日を記入すること。
 - □ 選任・解任の届出かどうかが明瞭であること(全ての選任・解任の項目が○で囲んで選択あるいは二本線で削除していること。4か所あります。)
- ④ 「誓約書」について

誓約書は、申請者が次のア〜カまでのいずれにも該当しない者であることを申請者が制約するものですから、必要事項を必ず記入してください。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適切に行うことができない者として厚生労働省令 で定めるもの

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 から2年を経過しない者
- エ 指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をとるおそれがあると認めるに足りる相当の理由があ る者
- カ 法人であって、その役員のうちにア〜オまでのいずれかに該当する者があるもの
- ⑤ その他の添付書類について

法人で申請の場合

	「定款」	及び	「登記事項証明書	(履歴事項全部証明書)」	の2種類の書類
個人で	申請の場	場合			
	「住民票	栗の写	L]		

指定給水装置工事事業者指定申請書

江田島市長 様

令和 年 月 日

申請書 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

(EJ)

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役	没又はこれらに準ずる者)の氏名
フ リ ガ ナ 氏 名	フ リ ガ ナ 氏 名
事業の範囲	
	I
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所の所在地		
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者	の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
ヨ政和小区域で和小袋直工事の事業を行り事業所の名称		
当該福水区域で福水袋直工事の事業を行り事業所の名称 上記事業所の所在地		
	の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
上記事業所の所在地	の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
上記事業所の所在地	での氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
上記事業所の所在地	での氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
上記事業所の所在地	での氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
上記事業所の所在地	の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

機械器具調書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型式・性能	数量	備考

(注)種別の欄には「管の切断用の機械器具」,「管の加工用の機械器具」,「接合用の機械器具」 「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓約書

指定給水装置工事事業者指定申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

江田島市長 様

給水装置工事主任技術者選任·解任届出書

江田島市長 様

令和 年 月 日

届出者

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の の届出をします。

解任

給水区域で給水工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

江田島市長 様

令和 年 月 日

届出者

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フ リ ガ ナ 氏名又は名称			
住			
フ リ ガ ナ 代 表 者 の 氏 名			
変更にかかる事項	変更前	変更後	変更年月日

廃止

指定給水装置工事事業者 休止 届出書

再開

江田島市長 様

令和 年 月 日

届出者

廃止

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の 休止 の届出をします。

再開

フ リ ガ ナ 氏名又は名称	
住所	
フ リ ガ ナ 代 表 者 の 氏 名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	